

No. 113 (2007/12)

## 目次

1. 判例評釈 「ロクラク II 事件」東京地裁判決.....	1
2. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内 .....	10
(1) 海外の文献情報 .....	10
(2) 日本の文献情報 .....	15
3. 行政の動向 .....	18
(1) 経済産業省と総務省が SasS に関する指針を相次いで公表.....	18
(2) 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 通常実施権等登録制度 ワーキンググループ報告書 .....	19
(3) 文化審議会著作権分科会の動向 .....	20
4. お知らせ .....	21
(1) 平成 19 年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 引き続き受講者募集中！ .....	21

## 1. 判例評釈 「ロクラク II 事件」東京地裁判決

ハードディスクレコーダー「ロクラク」を用いたサービスに関する  
著作隣接権等侵害差止請求仮処分命令申立事件  
(東京地裁決定：平成 18 年(ヨ)第 22046 号)

マイクロソフト株式会社 弁護士 舟山 聡

### 1. 【事件の概要】

債務者株式会社日本デジタル家電は「ロクラク ビデオデッキレンタル」の名称で、次のような事業を行っていた。

すなわち、ハードディスクレコーダー「ロクラク」2台のうち1台を日本国内に設置し(以下「親機ロクラク」)、受信するテレビ放送をその1台に入力し、もう1台(以下「子機ロクラク」)を利用者に貸与又は譲渡することにより、当該利用者が国内で放送される放送番組の複製及び視聴ができるサービス事業(以下「本件サービス」)である。

そこで、債権者株式会社東京放送(以下「TBS」)および債権者静岡放送株式会社(以下「SBS」)は、対象となる放送番組(以下「本件著作物」)と放送(以下「本件放送」)を特定した上で、本件サービスが、TBSの著作物及びSBSの放送に係る音又は影像を複製する行為に当たるから、複製権(著作権法21条)及び著作隣接権(同法98条)を侵害するとして、TBSが、本件著作物を複製の対象とすることの差止めを、そしてSBSが、本件放送に係る音又は影像を録音又は録画の対象とすることの差止めを求めたのが本件である。

東京地方裁判所は、債権者が金300万円の担保を立てることを執行実施の条件として、債務者のサービスにおいて、本件著作物を複製の対象とし、また本件放送に係る音又は影像を録音又は録画の対象としてはならないものとし、債権者らの申立を認めた。

### 2. 【ロクラク の仕様・機能】

裁判所の認定によれば、ロクラク の仕様・機能は以下のようなものである。

#### (1) 仕様

ロクラク には、1台につき1つのテレビチューナーが搭載されている。したがって、1台について1つのチャンネルの放送のみが入力される。

#### (2) 基本機能

ロクラク は、主な基本機能として、デジタル録画機能(アナログの放送番組等をハードディスク上にデジタルデータとして圧縮録画し、それを再生する機能)、インターネット機能(インターネットに接続しインターネットを利用する機能)、インターネット機能の一部としてメール機能(メールアドレスを有して、電子メールを利用する機能。メール機能により、ハードディスクレコーダーに保存されたデータを、他の機器に転送することができるほか、メールによる番組予約をすることなどもできる)を有している。

### (3) 親子機能

ロクラクには、親子機能を利用することができる機種があり、その親子機能を利用することで、以下の手順により、別の場所のテレビ番組を受信録画し、その番組データを手元に移動して、再生することが可能となる。

- (a) 親機ロクラクと、対応関係にある子機ロクラクを準備する。
- (b) 子機ロクラクを手元に設置し、親機ロクラクを、別の場所に設置する。
- (c) 子機ロクラクを操作し、自己の視聴したいテレビ番組の録画予約のメールを、親機ロクラクに送信する。
- (d) 親機ロクラクは、録画予約指示に基づき、番組を録画し、同番組データをハードディスク内に記録した上、子機ロクラクに当該番組データをメールにより移動する(移動後、親機ロクラクには番組データが保存されないように設定されている。また、録画された番組データには、他の機器で更に複製することができないように、コピー防止機能が付されている。)
- (e) 子機ロクラクを操作し、子機ロクラクに蓄積された番組データを、子機ロクラクにおいて再生して視聴する。

### 3. 【本件の争点】

- (1) 本件サービスにおいて、債務者は、本件著作物及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を行っているか(争点1)
- (2) 保全の必要性(争点2)

### 4. 【争点(1)についての裁判所の判断】

(1) 結論的に、裁判所は、本件サービスにおいて、債務者が、本件著作物及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を行う主体であるとした。前提となる事実関係について、まず、次のように認定した。

#### (1-1) 親機ロクラクの設置場所及びその状況

本件モニタ事業実施時は、利用者からの特段の申出がない限り、日本国内に設置するモニタ機器(親機ロクラク)が、債務者の提供する場所に設置されることとされていた。そして、実際に債務者事業所内に設置され、保管されていた。

#### (1-2) 本件サービスについて

本件サービス内容については、次のような項目について具体的な認定を行っている。

- 本件サービスに関する債務者ウェブサイト上の表示
- 本件レンタル規約の内容
- 番組表を利用した録画予約
- 親機・子機間の録画予約や番組データの送受信
- 親機ロクラク設置場所の賃料の收受状況
- 債務者事業所内に親機ロクラクがないこと

(2) 次に、認定した事実関係に基づいて、次のような検討を行っている。

#### (2-1) 複製主体

裁判所は、著作権法上の侵害行為者を決するについては、カラオケ装置を設置したスナック等の経営者について、客の歌唱についての管理及びそれによる営業上の

利益という観点から、演奏の主体として、演奏権侵害の不法行為責任があると認められた最高裁判例（最高裁昭和59年（オ）第1204号同63年3月15日第三小法廷判決）等も踏まえ、行為（提供されるサービス）の性質、支配管理性、利益の帰属等の諸点を総合考慮して判断すべきであるとした。

#### （2-2）本件サービスの目的

まず、本件サービスは、日本国外において、日本のテレビ番組を視聴させることを目的として構築されたものであると解するのが相当であると認定した。その理由として以下のような点が挙げられている。

本件サービスの正式開始前の本件モニタ事業において、本件モニタ要領上も、申込欄の住所記載欄の表示も、子機ロクラクは日本国外に設置することが当然の前提とされていた。

また、本件サービスについても、日本国外で日本のテレビ番組を視聴することができる点を強調して広告が行われ、サービス内容の説明においても、利用者が日本国外で利用する場合を想定した説明のみが行われ、利用申込欄の住所記載欄の表示も、国名の入力が求められている。

さらに、本件サービスに係る代理店の募集についても、見出しに海外での代理店を募集する旨が明記され、募集地域も、日本国内の国際空港周辺か世界各地域が列挙されており、アジア地域の一部として「日本」が、場所も限定せずに記載されているのみである。

#### （2-3）親機ロクラクの設置場所及びその状況

次に、親機ロクラクの設置場所とその状況について、以下の各点から、支配管理性を肯定する方向で認定している。

本件モニタ事業実施時、親機ロクラクは、債務者事業所内に設置され、親機ロクラクの機能を発揮し得るように、債務者によって、一体として管理されていた。

本件モニタ事業終了後、本件サービスが開始されたが、利用申込書において、親機ロクラクの設置場所の確保について債務者が一切関与しない旨が示され、現在、債務者事業所内に、本件サービスに利用されている親機ロクラクは存在しない。しかしながら、以下のような諸事情からすれば、債務者が親機ロクラク設置場所に一切関与しないと認め難い。親機ロクラクのほとんどが、債務者の実質的な管理支配下にあり、債務者は、これらの親機ロクラクを、利用環境の提供を含め、一体として管理しているものと解すべきこととなる。

- 本件モニタ事業終了の決定から、同事業を終了し本件サービスを開始するまでが1か月に満たない短い期間であり、本件サービスの提供者である債務者自身に、親機ロクラクの設置場所の確保が強く求められていた。
- 大多数の利用者は、親機ロクラク設置場所確保を検討し、債務者自身や取扱業者や代理店に対して、その問合せや確認をしていた。
- 取扱業者や代理店も、利用者が本件サービスの申込みをして利用関係が継続されることに努めていたと考えられるところ、海外の取扱業者が、日本国内で直ちに適切な親機ロクラク設置場所を一定数確保するのは困難である。
- 小規模の事業者であるような場合には、一層、債務者に対する要請が強いものと解される。
- 取扱業者の広告においては、親機ロクラク設置場所の賃貸物件の斡旋が行われているが、同広告は、債務者ウェブサイトのURL内部に構成されているものであった。

- 債務者のウェブサイト上や、子機ロクラクに表示される画面上に債務者を示す表示として用いられていた「NYX」という標章を、広告主を表示するものとして同様の字体で用いていた（NYX INTERNATIONAL PTE LTD.による広告）。
- 債務者のウェブサイトにも用いられている説明図面をそのまま利用したりするなど、親機ロクラクの設置場所の斡旋において、取扱業者と債務者の関連性が深いことをうかがわせる。
- 「Nu Star Supply」なる名称の会社による親機ロクラク設置場所の賃貸に関する広告が、本件サービス利用者の子機ロクラクに提供された。
- 「Nustar Supply レントダイ」なる名称で、親機ロクラク設置場所の賃料が決済され、その際、債務者以外には伝えていないクレジットカード情報に係るクレジットカードでの決済がされているなどの事情も認められる。
- 「Nustar Supply レントダイ」名義でクレジットカード決済を行っている事業者は、当初、債務者自身であり、その後、日本コンピュータに変更されたところ、日本コンピュータは、債務者と人的結び付き及び経済取引面において密接な関連を持つ会社である。
- 親機ロクラクの所有権は債務者にあり、本件サービス開始に当たっては利用者に保証金の支払が求められ、本件Aサービスでは債務者の都合による機器の交換も可能であり、定期的にメンテナンスが実施される上、本件サービス終了時には返還が求められているものであるし、債務者が、親機ロクラクの設置場所を不相当と判断した場合には、別の設置場所を登録しなければならない。したがって、親機ロクラクがどのような場所に設置され、どのような環境状況に置かれているかは、債務者にとっての重大な関心事項であると解される。
- 債務者は、親機ロクラク設置場所については一切知らず、知る必要も予定もない旨述べ、裁判所又は債権者らから、親機ロクラクについて設置場所を明らかにし、債務者事業所内からの移動に関する事実関係を明確にすることを求められても、具体的な送り先、台数、業者名等を明らかにしない陳述書を提出するのみで、客観的な資料の提出を行わない。

#### ( 2 - 4 ) 利用者の録画可能なテレビ番組

そして、親機ロクラクは、実質的に債務者の管理する設置場所に設置されている場合がほとんどであり、利用者が録画することができるテレビ番組は、同設置場所において受信できるアナログ地上波放送に限定されることになるとして、支配管理性を支持する事実としてあげているようである。

#### ( 2 - 5 ) 本件サービスを利用する際の送受信の枠組み

さらに、裁判所は、本件サービスを利用する場合には、債務者においてあらかじめ設定したメールアドレスを用い、債務者の管理するサーバを経由して、指示やデータの送受信が行われることとなるとして、これも支配管理性を支持する事実としてあげているようである。

( 2 - 6 ) 本件サービスによる利益の帰属

最後に、利益の帰属について、債務者は、本件サービスによって、「初期登録料」及び「レンタル料」を取得していると認定した。

5 . 【争点2 についての裁判所の判断】

裁判所は、本件対象サービスは、現在も継続され、債務者が、本件著作物及び本件放送に係る音又は影像を複製し、それによって、侵害が日々継続され、拡大している。これを放置すれば、債権者らに著しい損害が生ずることが明らかであるとした。

また、本件仮処分命令についての履行が技術的に全く不可能であるとは認められない(例えば、本件著作物及び本件放送に係る番組を除外した番組表が提供されるようにすることなどが想定される。)ので、その点から保全の必要性を欠くということもできないと述べた。

6 . 【本件判決の検討】

( 1 ) 侵害主体

本件における侵害主体の判断基準について、下にこれまでの判例の流れを概観し、本件との整合性について検討してみた。基本的に整合していると考えられるものの、必ずしも常に完全に一致しているわけではない。もっとも、全体としては、判例の集積により、侵害主体の判断基準について、ある程度の方向性は見えてきていると言って良いであろう。

- 最判昭和 63.3.15 民集 42 卷 3 号 199 頁 (クラブキャッツアイ事件)  
「上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を楽しむ客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していた」ことで「著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものである」として、管理性と利益の帰属を基準として判断している。
- 東京地決平成 16.10.7 判時 1895 号 120 頁 (録画ネット事件仮処分)  
「・・・債務者の管理・支配の程度と利用者の管理・支配の程度などを比較衡量した上で、複製行為の主体を認定すべきである。」として、比較衡量論に立った上で次の各点を考慮している。なお、利益の帰属については考慮されていない。

( 債務者側 )

- ・多くの機器類をネットワーク回線等で接続した一つのシステムが構成され、すべて債務者が調達、設定、管理している。
- ・テレビパソコンの所有権は利用者にあるが、そのテレビパソコンは債務者が選定、調達し、販売後の設置場所は債務者の事務所に限られる。
- ・債務者が録画予約等のためのソフトウェアをインストールする。
- ・各種のデータを記録し、保守管理している。

・実際の録画過程では、利用者はソフトウェアにより録画予約の指定を行うのみで、その後は債務者の管理するシステムで自動的に録画される。

・本件サイトを利用してのみ録画可能となっている。

(利用者側)

・債務者の販売するテレビパソコン以外のものではサービスに加入できない。テレビパソコンの所有権があっても設置場所は限定されている。

・利用者の操作は、本件サービスのためのソフトウェアを通じた操作のみで、それ以外に使うことができない。

・テレビパソコンの返還を受けられるが、それは解約の場合に限られる。

➤ 東京地決平成 17.5.31 (録画ネット事件仮処分異議<sup>1</sup>)

「・・・債務者は、有機的に結合した本件録画システムのうち、テレビパソコン及びその内部のソフトウェアの一部以外を所有し、かつ同録画システムを設置・管理し、しかも、本件サービスが海外に居住する利用者を対象に、日本の放送番組をその複製物によって視聴させることを目的としたサービスであることを宣伝し、利用者は、それに応じて本件サービスを利用し、債務者は、毎月の保守費用の名目で利益を得ているものであり、本件サービスは、単にテレビパソコンを預かり、空調など環境を管理し、各機器類に電気を供給する等の通常のハウジングサービスの範囲をはるかに超えていると認めざるを得ない・・・」として、仮処分事件と比較すると、利益衡量の手法は取らず、管理・支配性(この中には所有、設置、利用目的なども入っている)を述べている。また、利益の帰属についての事項を付加している。

➤ 大阪地判平成 17.10.24 判時 1911 号 65 頁 (選撮見録事件第一審)

「・・・直接には、複製行為あるいは送信可能化行為をしない者であっても、現実の複製行為あるいは送信可能化行為を管理・支配し、かつ、これによって利益を受けている者がいる場合には、その者も、著作権法による規律の観点からは、複製行為ないし送信可能化行為を直接に行うものと同視することができ」として、管理・支配性と、利益の帰属をあげており、これらの二つが要件であるかのように記載されている。

➤ 知財高決平成 17.11.15 (録画ネット事件抗告審<sup>2</sup>)

仮処分異議事件と同様に、管理・支配性と利益の帰属についての事情を指摘したのち、「・・・上記各事情を総合すれば、抗告人が相手方の放送に係る本件放送についての複製行為を行っているものというべきであり・・・」と結論付けている。これらの事情以外に考慮事項があるのか否かは判然としない。

---

<sup>1</sup> <http://www.6ga.net/igishinkettei.pdf>

<sup>2</sup> <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/842BD42DCC4020FC492570C100253DFF.pdf>

➤ 東京地決平成 18.8.4 (まねき TV 事件<sup>3</sup>)

何が要件であるかの基準は判然としないが、以下のように、管理・支配性についての考慮事項は類似している。(なお本件は事業者が侵害行為(送信可能化)の主体と認定されなかった事例である。)

・ベースステーションは名実ともに利用者が所有。その余は汎用品で、本件サービスに特有のものではなく、特別なソフトウェアも使用していない。

・1台のベースステーションから送信される放送データを受信できるのはそれに対応する1台の専用モニタ又はパソコンにすぎない。

・各ベースステーションは全く無関係に稼働し、それぞれ独立しており、債務者が保管する複数のベースステーション全体が一体のシステムとして機能しているとは評価しがたい。

・利用者のベースステーションからは、利用者の選択した放送のみが、当該利用者の専用モニタまたはパソコンのみに送信されるにすぎず、債務者の関与はない。

・利用者によるベースステーションへのアクセスに特別な手順を要求するなどして、利用者による放送の視聴を管理することはしていない。

「・・・に照らせば、ベースステーションにおいて放送波を受信してデジタル化された放送データを専用モニタ又はパソコンに送信するのは、ベースステーションを所有する本件サービスの利用者であり、ベースステーションからの放送データを受信する者も、当該専用モニタ又はパソコンを所有する本件サービスの利用者自身であるということになる」として、利用者自身の行為であると認定した。利益の帰属については、最初に徴収する入会金が3万1500円、その後に徴収する利用料金が月額5040円であって、ソニーの設定サービスの利用料金や、ハウジングサービスの料金水準に比し、にわかに高額すぎるとはいい難く、このうちに放送の送信の対価が含まれているということは困難としており、その金額の多寡や性質について判断している。利益の帰属があっても主体性が否定されるケースもあるということであり、そうであるならば、これは必ずしも要件とはいえず、一考慮要素にすぎないということになる。

➤ 大阪高判平成 19.6.14 (選撮見録事件控訴審<sup>4</sup>)

「・・・現実の複製、公衆送信・送信可能化をしない者であっても、その過程を管理・支配し、かつ、これによって利益を受けている等の場合には、その者も、複製行為、公衆送信・送信可能化行為を直接に行う者と同視することができ、その結果、複製行為、公衆送信・送信可能化行為の主体と評価し得るものと解される。」とし、商品特性等、保守管理について、利益の帰属について、それぞれ検討し、本件著作権侵害が、放送番組にかかる単一のファイルを複数の入居者が使用するという商品構成自体に由来す

<sup>3</sup> <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20060807104814.pdf>

<sup>4</sup> <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070620131250.pdf>

ること、それが使用者には知りようもないことからであること、使用者の関与も著しく乏しいことから、複製等の過程を技術的に決定・支配しているものとした。また、安定的運用のための保守管理、電子番組表の継続供給などにより、維持・継続に関与し、これによる利益を受けているものとされている。「自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招いている者として、規範的な意味において、独立して著作権、著作隣接権の侵害主体となる」とされている。

本件判決は、行為（提供されるサービス）の性質、支配管理性、利益の帰属等の諸点を総合考慮して判断するとしており、カラオケの最高裁判決から一歩進めながら、近時の判例動向も踏まえて各種事項を総合考慮するものとして基本的には整合していると考えられる。もっとも、各ケースにおいて考慮要素が全く同じではなく、利益の帰属についての位置づけもはっきりしないのであって、ビジネスを進めていく上での行為規範として考える場合には、限界事例で一体どこまでなら主体が利用者にとどまると言えるのかについての判断は難しいように思う。特に、本件では、支配管理性を支持する事実として、利用者の録画可能なテレビ番組が限定的であることや、本件サービスを利用する際の送受信の枠組みとしてのメールの送受信、サーバの管理をあげていることをあげているが、これらの事実がはたして本当に本件複製主体を判断するうえでの考慮要素たる支配管理性につながるものかは明確ではなく、議論の余地があろう。利益の帰属についても、まねきTV事件との比較においては、金額の性質や多寡について踏み込んだときには、本件程度の表面的な認定で十分と言えるのかは疑問である。

#### （２）私的使用との関係

侵害主体が業者であったので、本件サービスが私的使用の範囲外ではないかという議論については、前提を欠き失当とされている。ただ、債権者らが、本件サービスを違法とすべき実質的な根拠として述べている事項を考えると、そもそも私的使用の範囲について、立法論として再度検討すべき余地がありそうである。ここで債権者らが述べている、ただ乗りによる損害、二次的な収益との競合、海外の権利者が日本の放送事業者に許諾を躊躇することによる優良なコンテンツ提供の困難といった事項は、業者が侵害主体ではないケースでもあてはまりうる。つまり、現在私的使用として許容されるケースでも、上記債権者ら側の主張が主張として成立しうるとするならば、これはむしろ立法論的な課題であって、実態を踏まえた私的使用の範囲について、なお議論の余地があるのではないかと考えられる。

#### （３）今後の問題

すでに指摘したとおり、行為規範としての基準の明確性にはなお課題が残るし、支配管理性や利益帰属といった点が、行為主体を総合的に判断するための考慮要素であるとしたら、その他の考慮要素があるのか、仮にあるとすればどのようなものか、といった問題がある。また、ビジネスモデルが多様化していく中で、侵害行為に複数の主体が複合的に関わっているような場合や、関与の度合いが拮抗していてどちらとも断ずることが困難である場合、さらには自動化されて物理的な関与はエンドユーザの行為のみしかないといったケースも出てくるかもしれない。そのような場合にも、本件の基準をもとに考えていくことが可能か、修正が必要だとすればどのように修正すべきか、といった課題が残っている。

7. なお、本件のその後については、次のような経緯がある<sup>5</sup>。

- (1) 仮処分決定に基づく間接強制の申立が東京地裁で認められる(5月14日)。番組の複製と放送の録音録画を禁止し、違反した場合、一番組の複製と、一放送波の録音録画に関して、それぞれ、一日につき10万円ずつを支払うよう命じた。
- (2) 日本デジタル家電がこれに対して執行抗告を申立て。申立の中で、指定された番組を録画できないようにし、機器を県外に移動するなど、仮処分決定の指示に従って、不作為義務を履行するための措置を実施し、不作為義務違反の可能性はなくなっている、間接強制の申し立ては濫用的で違法である、侵害行為による利益を損害額と推定するという、著作権法114条2項に基づいて間接強制金を算定したことも、一番組、一放送波あたり一日につき10万円という金額も不当である、と主張。
- (3) 7月12日に知財高裁で執行抗告棄却(7月12日)。「日本デジタル家電が行ったのは、本件仮処分決定に対応して止むを得ず行った措置にすぎない。本件サービスは今後も継続されるから、再び違法な複製等を行う可能性は否定できない。間接強制金の金額を著作権法114条2項に基づいて算定することに問題はなく、東京地裁の決定が認定した金額は相当」であるとした。

以上

---

<sup>5</sup> コピライト 2007.9 号 48 ページ参照

## 2. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内

収集期間：2007年11月1日～11月30日

掲載した資料は当財団閲覧室で自由にご覧いただけます。[月～金 10:00～16:00]  
(閲覧室が使用できない場合もございます。事前にご連絡ください。)

### (1) 海外の文献情報

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
<i>Patent and Trademark Office/Patents</i> <b>PTO Issues Exam Guidelines for Weighing Obviousness in View of KSR Ruling</b> 参考 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/PTOexamOct10.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/PTOexamOct10.pdf</a>	Oct 12, 2007 P. 689
<i>Conference/Patents</i> <b>High Court's Patent Ruling on Obviousness Was Not Paradigm Shift, Judges Agree</b>	Oct 12, 2007 P. 690
<i>Patent and Trademark Office/Patents</i> <b>GAO Report Urges PTO to Reassess Production Goals to Retain Examiners</b> 参考 <a href="http://www.gao.gov/new.items/d071102.pdf">http://www.gao.gov/new.items/d071102.pdf</a>	Oct 12, 2007 P. 693
<i>Copyrights/File Sharing</i> <b>Jury Awards \$222,000 to Record Companies in Online File-sharing Infringement Lawsuit</b>	Oct 12, 2007 P. 694
<i>Copyrights/Visual Artists' Rights</i> <b>Not Clear Whether Garden Constitutes Copyrightable Sculptural Work or Visual Art</b> <i>Kelly v. Chicago Park District</i> , N.D. Ill., No. 04 C 00715, 9/14/07 判決文 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/0407715Sept14.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/0407715Sept14.pdf</a>	Oct 12, 2007 P. 694
<i>Copyrights/Originality</i> <b>Digitized Tax Maps Are Sufficiently Original to Be Protected by Copyright</b> <i>City of New York v. Geodata Plus</i> , E.D.N.Y., No. 03-cv-3560, 9/28/07 判決文 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/033560Oct10.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/033560Oct10.pdf</a>	Oct 19, 2007 P. 737
<i>Copyrights/Infringement</i> <b>AP Sues Verisign, Moreover Technologies For Infringing Use of Online Content</b> <i>Associated Press v. Moreover Technologies Inc.</i> , S.D.N.Y., No. 1:07-cv-08699, filed 10/9/07	Oct 19, 2007 P. 743
<i>Trade/Counterfeiting</i> <b>U.S., Trading Partners Will Seek Anti-Counterfeiting Trade Agreement</b>	Oct 26, 2007 P. 762
<i>Intellectual Property/Enforcement</i> <b>DOJ Leads International Effort to Combat International IP Crime</b>	Oct 26, 2007 P. 763
<i>Trade/Counterfeiting</i> <b>House IP Subcommittee Pressures USTR to Strengthen Enforcement at Home, Abroad</b>	Oct 26, 2007 P. 763
<i>Copyrights/Damages</i> <b>\$3.5 Million Punitive Damages Award for Sampling by Rap Artist Was Unconstitutional</b>	Oct 26, 2007 P. 769

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
<p><i>Bridgeport Music Inc. v. Justin Combs Publishing</i>, 6th Cir., No. 06-6294, 10/17/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/066294Oct17.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/066294Oct17.pdf</a></p>	
<p><i>Copyrights/Enforcement</i>  <b>Copyright Owners Release ‘Principles’ for User-Generated Content</b></p>	<p>Oct 26, 2007  P. 771</p>
<p><i>Copyright Office/Databases</i>  <b>There Are No Limits on Downloading Copyright Records, Register Peters Says</b></p>	<p>Oct 26, 2007  P. 772</p>
<p><i>Copyrights/Infringement</i>  <b>Permanent Injunction Requiring Filtering Entered Against Final <i>Grokster</i> Defendant</b>  <i>Metro-Goldwyn-Mayer Studio Inc. v. Grokster Ltd.</i>, C.D. Cal, No 01-8541 filed 10/16/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/018541Oct16.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/018541Oct16.pdf</a></p>	<p>Oct 26, 2007  P. 779</p>
<p><i>Legislation/Copyrights</i>  <b>User Advocacy Group’s Head Laments Copyright Trends, Propose Reforms</b>  参考 <a href="http://www.publicknowledge.org/node/1244">http://www.publicknowledge.org/node/1244</a></p>	<p>Nov 2, 2007  P. 11</p>
<p><i>Conferences/Patents</i>  <b>Blogger Advocates Treating Intellectual Property More Like Real Property</b>  参考 <a href="http://www.patentlyo.com/">http://www.patentlyo.com/</a></p>	<p>Nov 2, 2007  P. 13</p>
<p><i>Legislation/Patent Reform</i>  <b>Patent Reform Bill Will Pass Only After Stakeholders Work Out Compromises</b></p>	<p>Nov 2, 2007  P. 14</p>
<p><i>Copyrights/Damages</i>  <b>Plaintiff Barred From Recovering Damages From Downstream Licensees</b>  <i>Bouchat v. Bon-Ton Department Stores</i>, 4th Cir., No 03-2173 10/17/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/032173Oct17.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/032173Oct17.pdf</a></p>	<p>Nov 2, 2007  P. 18</p>
<p><i>Analysis &amp; Perspective; Patents ‘A View from the Court’</i>  Judge Alan D. Lourie describes life on the Federal Circuit bench, reviews the recent development of patent law, and offers hints to lawyers practicing before the court.</p>	<p>Nov 2, 2007  P. 22</p>
<p><i>Copyright Office/Renewals</i>  <b>Rules Changes Finalized for Registration of Copyright Renewals</b>  参考 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/CORenewalsNov1.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/CORenewalsNov1.pdf</a></p>	<p>Nov 9, 2007  P. 36</p>
<p><i>Copyright Office/Fair Use</i>  <b>Digital Advocacy Groups Release Six-Point Plan to Protect Fair Use Online</b>  参考  <a href="http://www.eff.org/issues/ip-and-free-speech/fair-use-principles-usergen">http://www.eff.org/issues/ip-and-free-speech/fair-use-principles-usergen</a>  <a href="http://www.ugcprinciples.com/press_release.html">http://www.ugcprinciples.com/press_release.html</a>  <a href="http://www.publicknowledge.org/node/1245">http://www.publicknowledge.org/node/1245</a></p>	<p>Nov 9, 2007  P. 37</p>
<p><i>Legislation/Copyrights</i>  <b>House Resolution Opposes New Performance Royalties for Local Broadcast Stations</b>  参考 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/HConRes224.htm">http://pub.bna.com/ptcj/HConRes224.htm</a></p>	<p>Nov 9, 2007  P. 41</p>

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)	
<i>Legislation/Copyrights</i> <b>Artists Lobby Congress for Performance Royalty for Radio at Senate Judiciary Hearing</b>	Nov 16, 2007 P. 57
<i>Legislation/Enforcements</i> <b>Sens. Leahy, Cornyn Introduce Bill Addressing IP Enforcement</b> 参考 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/S2317Nov7.htm">http://pub.bna.com/ptcj/S2317Nov7.htm</a>	Nov 16, 2007 P. 59
<i>Copyrights/Filesharing</i> <b>Canadian Study Suggests That P2P File Sharing May Increase Music Purchases</b> 参考 <a href="http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/ippd-dppii.nsf/en/h_ip01456e.html">http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/ippd-dppii.nsf/en/h_ip01456e.html</a> <a href="http://www.utdallas.edu/~liebowit/">http://www.utdallas.edu/~liebowit/</a>	Nov 16, 2007 P. 63
<i>Copyrights/Damages</i> <b>Music Downloading Teen's Innocence is Fact Question Allowing Jury Trial</b> <i>Electra Entertainment Group Inc v. McDowell</i> , M.D. Ga., No. 4:06-CV-114, 11/06/07 判決文 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/06115Nov6.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/06115Nov6.pdf</a>	Nov 16, 2007 P. 63
<i>Foreign Laws/Japan</i> <b>Japan's Top Court Rules Printer Ink Cartridge Refilling Infringes Canon's Patents</b>	Nov 16, 2007 P. 67
<i>Copyrights Royalty Board/Royalties</i> <b>Rates, Terms Proposed for Subscription Services' Sound Recording Transmissions</b> 参考 <a href="http://pub.bna.com/ptcj/DigitalNov9.pdf">http://pub.bna.com/ptcj/DigitalNov9.pdf</a>	Nov 16, 2007 P. 70
<b>Attorneys; Trademarks 'Law Is Still Unsettled on Whether Selling Keywords Is Trademark Use'</b> Steven Lieberman 弁護士 (Rothwell, Figg, Ernst & Manbeck, Washington D.C.) へのインタビュー	Nov 16, 2007 P. 71

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)	
<i>Copyrights</i> <b>Permanent Injunction Requiring Filtering Entered Against Final Grokster Defendant</b> <i>Metro-Godlwyn-Mayer Studios Inc. v. Grokster Ltd.</i> , C.D. Cal., No. 01-8541, 10/16/07 判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/01cv8541_101607.pdf">http://pub.bna.com/eclr/01cv8541_101607.pdf</a>	Oct 24, 2007 P. 998
<i>Patents</i> <b>Means Detailing Output, 'Independence' of Voice Recognition Software Clearly Defined</b> <i>Allvoice Computing PLC v. Nuance Communications Inc.</i> , Fed. Cir., No. 06-1440, 10/1/07 判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/061440Oct12.pdf">http://pub.bna.com/eclr/061440Oct12.pdf</a>	Oct 24, 2007 P. 1000

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)	
<p><i>Copyrights</i></p> <p><b>Excessive, Automated Access Violation Web Terms of Use Leads to Injunction</b>  <i>Ticketmaster LLC v. RMG Techs. Inc.</i>, C.D. Cal., No. 07-2534, 10/16/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/07cv2534_101607.pdf">http://pub.bna.com/eclr/07cv2534_101607.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1002</p>
<p><i>Copyrights</i></p> <p><b>Record Companies Sue Usenet, Alleging Direct, Contributory, Injunction Infringement</b>  <i>Arista Records LLC v. Usenet.com Inc.</i>, S.D.N.Y., No. 07cv8822 complaint filed 10/12/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/07cv8822_101207.pdf">http://pub.bna.com/eclr/07cv8822_101207.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1003</p>
<p><i>Copyrights</i></p> <p><b>Copyright, Trademark Damages Awarded for Unique Injuries Arising From Same Facts</b>  <i>Microsoft Corp. v. Evans</i>, E.D. Cal., No. 06cv01745, 10/17/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/06cv1745_101707.pdf">http://pub.bna.com/eclr/06cv1745_101707.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1003</p>
<p><i>Copyrights</i></p> <p><b>Leave for Immediate Discovery Granted to Ascertain Identities of Doe Defendants</b>  <i>LaFace Records LLC v. Does 1-5</i>, W.D. Mich., No. 07cv187, 9/27/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/07cv187_092707.pdf">http://pub.bna.com/eclr/07cv187_092707.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1004</p>
<p><i>Jurisdiction</i></p> <p><b>Without Evidence of Targeting Forum, Web Site Alone Did Not Support Jurisdiction</b>  <i>Global Ground Support v. All Test and Inspection.</i>, E.D. Pa., No. 7-0491, 10/5/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/06cv01481_100507.pdf">http://pub.bna.com/eclr/06cv01481_100507.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1004</p>
<p><i>Jurisdiction</i></p> <p><b>Pay-Per-Click Links Make Site Interactive, Support Jurisdiction In Domain Name Dispute</b>  <i>Chicago Architecture Found v. Domain Magic LLC</i>, E.D. Ill., No. 07-C-764, 10/12/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/07cv764_101207.pdf">http://pub.bna.com/eclr/07cv764_101207.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1004</p>
<p><i>Jurisdiction</i></p> <p><b>Online Business Directories Not Subject to Jurisdiction Wherever Site Are Accessed</b>  <i>Goforit Entertainment LLC v. Digimedia.com L.P.</i>, M.D. Fla., No. 6:06cv816, 8/12/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/06cv816_081007.pdf">http://pub.bna.com/eclr/06cv816_081007.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1005</p>
<p><i>Jurisdiction</i></p> <p><b>Web Site Enabling Customers to Browse and Order Products Held 'Interactive'</b>  <i>Pure Research LLC v. Allergy Research Group Inc.</i>, D. Colo., No. 06cv00381, 9/28/07  判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/06cv00381_92807.pdf">http://pub.bna.com/eclr/06cv00381_92807.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007 P. 1006</p>

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)	
<p><i>Jurisdiction</i></p> <p><b>Speculation of Wrongdoing Not Enough to Overcome ISP's Limited Liability Clause</b></p> <p><i>Whitnum v. Yahoo! Inc.</i>, N.Y. Sup. Ct., No. 110987/06, 9/5//07</p> <p>判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/ny200751721_090507.pdf">http://pub.bna.com/eclr/ny200751721_090507.pdf</a></p>	<p>Oct 24, 2007</p> <p>P. 1007</p>
<p><i>Telecommunication</i></p> <p><b>Japanese Ministry to Submit Legislation to Update Spam Law, Require Opt-In Consent</b></p>	<p>Oct 24, 2007</p> <p>P. 1020</p>
<p><i>Antitrust</i></p> <p><b>EU, Microsoft Reach Licensing Accord to Ensure Compliance With 2004 Decision</b></p>	<p>Oct 24, 2007</p> <p>P. 1027</p>
<p><i>Copyrights</i></p> <p><b>Court Rejects YouTube's Demand That Tur Pay \$300,000 to Dismiss Suit</b></p> <p><i>Tur v. YouTube Inc.</i>, C.D. Cal., No. CV 06-4436, 10/19//07</p> <p>判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/06cv4436_101907.pdf">http://pub.bna.com/eclr/06cv4436_101907.pdf</a></p>	<p>Oct 31, 2007</p> <p>P. 1039</p>
<p><b>Lead Report; ICANN Meeting, Los Angeles</b></p> <p><b>ICANN Closes 30th Public Meeting With New Chairman, Promises of Continued Discussions</b></p> <p>参考 <a href="http://www.icann.org/documents/vint_cerf/lttf.htm">http://www.icann.org/documents/vint_cerf/lttf.htm</a></p>	<p>Nov 7, 2007</p> <p>P. 1065-</p>
<p><i>Defamation</i></p> <p><b>Blog Article Comments Provide No Basis for Defamation Claim Against Article Author</b></p> <p><i>Greenbaum v. Google Inc.</i>, N.Y. Sup. Ct., No. 102063/07, 10/23/07</p> <p>判決文 <a href="http://pub.bna.com/eclr/102063_102307.pdf">http://pub.bna.com/eclr/102063_102307.pdf</a></p>	<p>Nov 7, 2007</p> <p>P. 1076</p>
<p><i>Copyrights</i></p> <p><b>Legal Struggles Said to Be Holding Back Development of P2P Economic Model</b></p> <p><b>Merits of Build-First, License-Later Model Discussed at Digital Hollywood Conference</b></p> <p>参考 <a href="http://digitalhollywood.com/07DHFFall/DHF107Thurs5.html">http://digitalhollywood.com/07DHFFall/DHF107Thurs5.html</a></p>	<p>Nov 7, 2007</p> <p>P. 1089</p>

III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)	
<p><b>BANKRUPTCY</b></p> <p><b>Copyright Loss Drives Utah Computer Software Maker to Bankruptcy</b></p> <p><i>In re SCO Group Inc.</i>, No. 07-11337, <i>reorganization petition filed</i> (Bankr. D. Del. Sept. 14, 2007)</p>	<p>Oct. 3, 2007</p> <p>P. 4</p>
<p><b>COPYRIGHTS</b></p> <p><b>Federal Court to Decide Whether 'Copyleft' Is The Right Way to Go</b></p> <p><i>Andersen et al. v. Monsoon Multimedia Inc.</i>, No. 07CV-08205-JES, <i>complaint filed</i> (S.D.N.Y. Sept. 19, 2007)</p> <p>( 訴状全文掲載 )</p>	<p>Oct. 3, 2007</p> <p>P. 6</p>

III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)	
PATENTS <b>Online Printers Deny Infringing Rival's Product Design Patents</b> <i>VistaPrint Technologies Ltd. v. 123Print Inc. et al.</i> , No. 07-2298, <i>answer and counterclaims filed</i> (D. Minn. Aug. 14, 2007).	Oct. 3, 2007 P. 10
ANTITRUST <b>European Court Upholds Microsoft Fine</b>	Oct. 17, 2007 P. 4
PATENTS <b>Digital Music Patents Infringed, Suit Alleges</b> <i>Premier International Associates LLC v. Microsoft Corp. et al.</i> , No. 07-0396, <i>complaint filed</i> (E.D. Tex., Marshall Div. Sept. 11, 2007)	Oct. 17, 2007 P. 8
PATENTS <b>Data Storage Firm Faces Patent Claims In Texas Federal Court</b> <i>Network Appliance Inc. v. Sun Microsystems Inc.</i> , No. 07-206, <i>complaint filed</i> (E.D. Tex., Lufkin Div. Sept. 5, 2007)	Oct. 17, 2007 P. 8
PATENTS <b>E-Mail Marketing Patent Not Infringed, Calif. Fed. Judge Rules</b> <i>Digital Impact Inc. v. Bigfoot Interactive Inc.</i> , No. 050636, 2007 WL 2729568 (N.D. Cal., Oakland Div. Sept. 19, 2007)	Oct. 17, 2007 P. 9

(2) 日本の文献情報

I. AIPPI (日本国際知的財産保護協会)	
欧州特許分割出願 拡大審判部による実用主義への回帰 Dr. Nicholas Jones, Justin Wilson / 事務局 (訳)	2007-10 P. 11
米国における製品デザインの法的保護 H. David Starr / 福田秀幸 (訳)	2007-10 P. 16
最近の CAFC 判決(76) ● In Re. Icon Health and Fitness, Inc ● In Re. Seagate Technology, LLC ● Egyptian Goddess, Inc. and Adi Torkiya v. Swisa, Inc. and Dror Swisa ● In Re. John B. Sullivan and Findlay E. Russel ● Mitutoyo Corporation et al. v. Central Purchasing, LLC ● Forest Laboratories, Inc. et al. v. Ivax Pharmaceuticals, Inc. et al ● Automotive Technologies International, Inc. v. BMW of North America, et al. ● Harvey D. Gillespie v. Dywidag Systems International, USA ● Aventis Pharma Deutschland GmbH et al. v. Lupin, Ltd. et al. ● L.B. Plastics, Inc v. Amerimax Home Products, Inc. et al. ● Arminak and Associates et al. v. Saint-Gobain Calmar, Inc. et al. Dr. Marvin A Motsenbocker / 事務局 (訳)	2007-10 P. 29
知的財産関連の動向 (1) 激動期に入った WIPPO (2) WIPO : EC がヘーグ協定ジュネーブアクトに加入、2008年1月1日から発効へ	2007-10 P. 38

I. AIPPI (日本国際知的財産保護協会)	
欧州特許条約の改正：EPC2000 解説 Geoffroy Cousin, Gaëlle Bourout, Eric Burbaud, Bertrand Loisel / 事務局 (訳)	2007-11 P. 31
最近の CAFC 判決(77) ● In Re. Stephen W. Comiskey ● In Re. Petrus A.C.M. Nujiten ● Cias, Inc. v. Alliance Gaming Corporation and Bally Gaming, Inc. ● Allvoice Computing PLC v. Nuans Communications, Inc. ● Immunocept, LLC et al. v. Fulbright & Jaworski, LLP ● International Gamco, Inc. et al. v. Multimedia Games, Inc. ● Paice LLC v. Toyota Motor Corporation et al. Dr. Marvin A Motsenbocker / 事務局 (訳)	2007-11 P. 39
知的財産関連の動向 (1) 著作権を巡る国際的動向 わが国の著作権の保護期間延長をめぐる議論 (2) USPTO 11月1日に施行が予定されていた USPTO 新規則の執行を差し止める仮処分が認められる	2007-11 P. 46

II. NBL (商事法務)	
「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」について 高橋省三	2007-11-1 P. 4
ADR 和解の執行力について (下) 山本和彦	2007-11-1 P. 24
新信託法と知的財産信託 (上) 愛知靖之	2007-11-15 P. 24
コンテンツ制作プロジェクトにおけるエクイティ・ファイナンスの新潮流 齋藤浩貴 / 吉羽真一郎	2007-11-15 P. 38

III. Patent (日本弁理士会)	
米国進歩性判断に対する KSR 判決の影響と進歩性主張の留意事項 ブロックバスター医薬特許への挑戦、CAFC 判決を題材に 吉田 哲・ディビッド ポウズ	2007-11 P. 1
米国特許法規則改正について 林 秀男	2007-11 P. 11
マイクロソフト対 AT&T 米国連邦最高裁判所判決 (訳文) 松田正道	2007-11 P. 15
「知的財産立国宣言」の背景と経緯 特許制度を中心として 佐藤辰彦	2007-11 P. 74

III. Patent (日本弁理士会)	
米国先願主義実現の鍵となるか? / 「傘理論」復活への期待(上) 優先権制度本来の解釈の再評価の必要性 柴田和雄 / 井上典之	2007-11 P. 87
欧州における分割出願に関する審決の分析 Gerald Numrich / 永岡重幸(訳)	2007-11 P. 106

IV. 国際商事法務(社団法人国際商事法研究所)	
再販売価格維持協定に関する米連邦最高裁判決〔訳文〕 佐藤 宏	2007-11 P. 1495
米国知財重要判例紹介 第8回 特許権の消尽と特約条項の効力 ~ 特許権者は特約条項で権利の消尽を回避することができるか~ 下田憲雅	2007-11 P. 1592
インターネット法判例紹介(114) <i>Martin v. Snapple Beverage Corp.</i> ~ 同意のクリック押(おし)ボタンが設定されていればブラウザのみでは契約不成立とされた事例~ 平野 晋	2007-11 P. 1608
ブラッセル・ウオッチ 第146回 CFIはマイクロソフトに対する委員会決定を基本的に支持する イヴォ・ヴァンパール	2007-11 P. 1616

V. 公正取引(財団法人公正取引協会)	
「独占禁止法改正に関する基本的考え方」の概要 山田昭典	2007-11 P. 28
Leegin 事件最高裁判決を巡る米国における最低再販の議論について(1) 佐藤 潤	2007-11 P. 41
2008年施行の中国独禁法の主な内容と特徴 高 重迎 / 鈴木 満	2007-11 P. 46

VI. コピライト(社団法人著作権情報センター)	
権利者と消費者の初めての成果 「コピーワンス」の見直し協議について 椎名和夫	2007-11 P. 1
著作権行政をめぐる最新の動向について 甲野正道	2007-10 P. 2
ストレージ・サービスを著作権侵害と認定 「MYUTA」事件判決 北村行夫	2007-10 P. 28

VII. 特許研究（独立行政法人工業所有権情報・研修館）		
中国における知的財産権をめぐる動向	黒瀬雅志	2007-9 P. 6
中国に対する日本企業の知的財産戦略	安井あい・平塚政宏・中島一郎	2007-9 P. 17
韓国における知的財産権をめぐる動向	高 榮洙	2007-9 P. 24
インドにおける医薬品産業と特許法 Novartis 事件からの示唆	山名美加	2007-9 P. 37
海外における先使用権制度について	中山真里	2007-9 P. 48
特許権等の侵害を理由とする差止等請求について、発明の詳細な説明の記載等を参酌して特許請求の範囲の記載を限定的に解釈し、均等判断による侵害も認めず、これを否定した事例	大友信秀	2007-9 P. 56
わが国の知財戦略と国際標準	千葉康雅	2007-9 P. 65
欧州共同体委員会「欧州における特許制度の強化」 (独)工業所有権情報・研修館 特許研究室(訳)		2007-9 P. 86

### 3. 行政の動向

#### (1) 経済産業省と総務省が SaaS に関する指針を相次いで公表

経済産業省と総務省は相次いで SaaS に関する指針および指針案を公表した。経済産業省が公表した指針案は「SaaS 向け SLA ガイドライン(案)」。

同案によれば、「SaaS」は資金やスキルの面で IT 化が進まないとされる中小企業にとって使いやすい新たな IT サービスを普及・促進する有力な手段であり、今後、活用が急速に広がることが期待される一方、企業が SaaS を安心して利用するためには、利用者とサービス提供者間で、サービスレベルに関する取り決めが重要であるとされる。そこで、この案では、「SaaS 型取引に係る紛争を未然に防止するために、実際の SaaS サービスにおけるサービスレベル設定事例を元に、利用者とサービス提供者間が事前に合意すべき事項や望ましいサービスレベルに関する指針」を示している。この案に対する意見募集は 11 月 21 日から 12 月 20 日まで行われ、2008 年 1 月中には成案を公表する見込み（経済産業省商務情報取引局情報処理振興課）。

経済産業省：SaaS 向け SLA ガイドライン(案)に対する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=595207044&OBJCD=&GROUP=>

他方、総務省は 11 月 27 日に「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針」を公表

した。さらに12月19日には「ASP・SaaSの情報セキュリティ対策に関する研究会報告書（案）」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン（案）」を公表、2008年1月18日までの期間を定めて意見募集を行っている。

総務省：

「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示指針」の公表について

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071127\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071127_3.html)

ASP・SaaSの情報セキュリティ対策に関する研究会報告書案等に係る意見募集

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071219\\_6.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071219_6.html)

## (2) 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループ（座長：竹田 稔 竹田綜合法律事務所弁護士・弁理士）は12月13日、「現代社会におけるライセンスの重要性と企業を取り巻く経営環境の変化に対応し、ライセンス契約に基づく事業活動の安定性を確保することにより、企業の戦略的な研究開発活動や知的財産の有効活用を促進し、我が国産業競争力の強化に資するため」として検討してきた「通常実施権等の登録制度の見直し」についての報告書を公表した。概要は以下のとおり。

### 1. 出願段階における登録制度の創設

- ・出願段階におけるライセンスに係る登録制度を創設し、登録によりライセンシーが第三者対抗力を備えることを可能とする
- ・特許を受ける権利の財産的価値が高まっている現状を踏まえ、出願段階における権利の移転及び処分制限に係る登録制度を創設する

### 2. 通常実施権等登録制度の活用に向けた見直し

- ・通常実施権に係る登録事項のうち、ライセンシーの氏名等、通常実施権の範囲については、秘匿化ニーズを踏まえ、一定の利害関係人にのみ開示する
- ・通常実施権及び専用実施権に係る登録事項のうち、対価については、企業の営業秘密に関する事項である場合が多いことに加え、経済状況に応じて変動することが多い実態等を踏まえ、登録事項から除外する

### 3. その他の検討事項

- ・ライセンシーがさらに第三者に実施許諾を行う場合（サブライセンス）において、登録申請に必要な原因書面について、ライセンサーとサブライセンシーの間での直接の許諾証書がなくても、一定の条件の下で登録を認める
- ・申請による登録がなされた場合、登録申請受付日を登録日とみなし、その日から登録の効力を発生することとする

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書について

<http://www.meti.go.jp/press/20071213006/20071213006.html>

### (3) 文化審議会著作権分科会の動向

本誌でも既報の通り、文化審議会著作権分科会（分科会長：野村豊弘学習院大学教授）では10月16日から11月15日までの1ヶ月間、法制問題小委員会（法制小委）の「中間まとめ」および私的録音録画小委員会（私的録音録画小委）の「中間整理」に対する意見募集を行ったが、11月28日に開催された私的録音録画小委（第14回）でその結果の一部が明らかにされた。

事務局（文化庁著作権課）の報告によると、提出された意見の総数は約7,500件。うち約8割に当たる約6,000件が「違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画」を著作権法第30条（私的使用目的のための複製）から除外すること（違法サイトからの私的複製の違法化）に関する意見で、当該意見の約7割（約4,200件）がインターネット上に掲載された「ひな形」を利用して寄せられた「コピー」（事務局）だったという。インターネット上に掲載された「ひな形」とは、10月18日に設立されたユーザー団体「インターネット先進ユーザーの会」が提供した素材を指し、その内容は「違法サイトからのダウンロードの違法化」に対しそれによってもたらされる種々の問題に対する懸念を理由として反対の意思を表明するものであった。4,200件以外の意見の詳細については、団体意見および事務局が「みるべきものがあつた」と判断した個人意見を除き明らかにされていない。

続いて12月18日に開催された私的録音録画小委（第15回）では、事務局が「20XX年」に向けた私的録音録画補償金制度の将来像のイメージを提示するとともに、「著作権法第30条の適用範囲の見直しに関する論点の整理について」として、多くの反対意見が寄せられた違法サイトからの私的複製の違法化を進める方向で対応すべきとする考え方を示した。小委では津田委員（IT・音楽ジャーナリスト）や河村委員（主婦連合会）から多くの反対意見を踏まえた慎重な検討を求める意見が示される一方で著作権団体を代表する多数の委員が賛成の意見を述べる展開となった。最終的には中山信弘主査が、「情を知って」複製を行う場合という条件が付されること、刑事罰が科されないことなどを理由として挙げながら「一般ユーザーはそれほどひどい目には遭わないと思う」と述べ、事務局が提案した方向で議論をとりまとめることとされた。

なお、意見募集の段階では「著作権法第30条の適用範囲の見直し」の対象は録音物及び録画物に係るものに限定されていたが、著作権分科会におけるコンピュータソフトウェアの著作権者の権利保護を目的とする団体を代表する委員から私的録音録画の場合と同様にダウンロード被害が大きいとの意見が表明されたことを受け、コンピュータソフトウェアの私的複製（ダウンロード）についても著作権法第30条の範囲から除外する方向で検討される見込み。私的録音録画小委員会は今後、2008年1月17日に第16回、同23日に第17回を開催する予定となっている。

なお、法制問題小委「中間まとめ」に関する意見募集の結果は、12月20日現在では明らかにされていない。意見募集後最初となる法制小委は、2008年1月11日に開催される予定。

著作権分科会 私的録音録画小委員会（第14回）議事次第・配付資料

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/07112907.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/07112907.htm)

#### 4. お知らせ

(1) 平成 19 年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 引き続き受講者募集中!

毎年ご好評を頂いております「ソフトウェアの知的財産権入門講座」、引き続き、Bコース(2008年1月開講)の受講者を募集しております。概要は下記の通りです。ふるってご応募ください。詳細はウェブサイトでもご覧いただけます。

<http://www.softic.or.jp/nyumon/nyumon2007.htm>

#### Bコース

	開催日	講義タイトル	講師(敬称略)
1	2008年 1月16日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例	梶山 敬士
2	1月23日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田 正夫
3	1月30日(水)	ソフトウェア特許の侵害論	水谷 直樹
4	2月12日(火)	不正競争防止法と知的財産権	小川 憲久
5	2月13日(水)	独占禁止法と知的財産権	大澤 恒夫
6	2月20日(水)	デジタル・コンテンツの契約	宮下 佳之
7	2月27日(水)	オープンソースソフトウェアをめぐる動向	岡村 久道

#### ■ 時間・場所

時間：午後1時30分～4時30分(休憩・質疑応答含む)

場所：紀尾井町 剛堂会館ビル1階会議室

**受講料・応募締切** \*料金には資料代・消費税が含まれます

	賛助会員	一般	締切
【Bコース】	7万円	11万円	平成19年12月末

各コース1回ごとの受講も可能です。(一講座 会員1万5千円/一般2万円)  
詳細お問い合わせください。

SLN No. 113 (2007/12)

財団法人 ソフトウェア情報センター

発行：専務理事 山地克郎

編集：調査研究部長 柳沢茂樹

制作：調査研究部 内田 礼 / 高橋宗利